

住宅セーフティネット法施行規則（国土交通省令）の改正について

平成30年7月10日付けで、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）の改正が公布され、同日施行されました。この規則改正により、登録の際の申請書の作成や添付図書等が大幅に簡素化されることとなりました。あわせて、セーフティネット住宅情報提供システムの改修も行われ、登録申請や変更届については、原則として、窓口での提出は不要となり、システム上での入力及び添付書類の電子データによる提出となりました。主な改正点は、次のとおりです。

<主な簡素化の内容>

- 申請書の記載事項の削減
- 付近見取図、配置図、各階平面図、建築確認済証等の添付書類が原則不要に

<改正後の必要書類>

必須	<ul style="list-style-type: none">○ 所定の申請書○ 面積及び設備の概要を表示した間取図（不動産広告に使用する程度のもの）○ 所定の誓約書
その他	<ul style="list-style-type: none">○ （3階建て以下で昭和57年5月以前に竣工したもの、4～9階建てで昭和58年5月以前に竣工したもの、10～20階建てで昭和60年5月以前に竣工したものの場合）以下のいずれかの書類<ul style="list-style-type: none">・ 耐震性を有することが確認できる耐震診断書等・ 昭和56年6月以降の工事着手が確認できる建築確認済証等

※必要書類の提出は、原則として、セーフティネット住宅情報提供システムによる。